

由利本荘市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

平成30年4月1日

改正 令和3年3月19日

改正 令和6年3月28日

改正 令和7年3月12日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊等を未然に防止し、市民の安全を確保するため、由利本荘市耐震改修促進計画に基づく木造住宅の耐震診断に対する支援として、耐震診断を希望する市内の木造戸建て住宅の所有者に対し、耐震診断士を派遣して行う由利本荘市木造住宅耐震診断支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）に定める一般診断法により、木造住宅の地震に対する安全を評価すること
- (2) 耐震診断士 秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度要綱（平成29年3月10日付け建－909秋田県建設部長通知）に基づき、秋田県知事が秋田県木造住宅耐震診断技術者として登録した者
- (3) 木造戸建て住宅 木造一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものであって、店舗等の用に供する部分の床面積が、延床面積の2分の1未満のものを含む）

(事業主体)

第3条 支援事業の実施主体は、由利本荘市とし、耐震診断士による耐震診断にあつては、支援事業を適切に実施することができると市長が認めたものに委託して行うものとする。

(対象住宅)

第4条 支援事業の対象となる木造住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 由利本荘市内に存する住宅
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供している木造戸建て住宅
- (3) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に増築を行った部分（増築部分の床面積が、延床面積の2分の1未満のもの）
- (4) 過去に由利本荘市木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業による補助金の交付又はこの要綱に基づく耐震診断士の派遣若しくは由利本荘市木造住宅耐震改修補助事業による補助金の交付を受けていない住宅

(対象者)

第5条 支援事業の対象者は、前条に規定する対象住宅を所有（共有し、又は実質的に所有していると認められる場合を含む。）する個人とし、当該対象者及びその世帯員並びに対象住宅に居住している世帯員は市税等の滞納がない者であること。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

（事業の実施）

第6条 市長は、予算の範囲において、支援事業を実施するものとする。

（事前相談）

第7条 耐震診断を受けようとする対象者（以下「申込者」という。）は、市長に対し、事前に相談をしなければならない。

（耐震診断の申し込み）

第8条 申込者は、必要書類を添えて申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（派遣の決定）

第9条 市長は、前条の申し込みを受けたときは、当該内容を審査し、耐震診断の実施が適切と認めたときは、承認通知書（様式第2号）により、当該申込者に派遣の決定を通知するものとする

2 市長は、前項の審査により耐震診断の実施が不適切と認めたときは、不承認通知書（様式第3号）により、当該申込者に通知するものとする。

3 市長が支援事業を委託した者（以下「受託者」という。）は、第1項の規定による通知を受けた者（以下「派遣決定者」という。）に耐震診断士を派遣するものとする。

（耐震診断の取り止め）

第10条 派遣決定者は、前条第1項の規定による通知を受けたのち、事情により支援事業を中止し、又は取り止めるときは、速やかに市長に取止届（様式第4号）を提出しなければならない。

（派遣の取消し）

第11条 市長は、派遣決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、耐震診断士の派遣を取り消すことができる。

（1）虚偽の申し込み等、不正な行為による耐震診断を実施した場合

（2）市長が特に必要があると認めた場合

（費用負担）

第12条 第9条第3項の規定により耐震診断を受けた派遣決定者は、耐震診断に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定による派遣決定者が負担する額は1万円とし、受託者に直接支払うものとする。

（診断結果の報告）

第13条 受託者は、耐震診断が完了したときは、速やかに診断報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による診断報告書を受けたときは、その内容を審査し、結果報告書（様式第5号）により派遣決定者に通知するものとする。

（診断結果に基づく指導等）

第14条 市長は、派遣決定者に対し、耐震診断の結果に基づき建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（診断費用の返還）

第15条 市長は、第11条の規定により、耐震診断士の派遣の取り消しを行った場合において、既に耐震診断を実施し、受託者にその費用を支払っている場合は、派遣決定者に対し、期限を定めて当該耐震診断に係る費用（第12条の規定により当該派遣決定者が既に負担した額を除く。）の返還を命じることができる。

（守秘義務）

第16条 受託者及び派遣された耐震診断士は、当該耐震診断に関し、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

（禁止行為）

第17条 受託者及び派遣された耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）当該耐震診断に関し、耐震診断を受けた派遣決定者から第12条の規定による負担費用以外の金銭等を受け取る行為

（2）耐震診断を受けた派遣決定者に対し、不必要な耐震改修等を勧める行為

（3）前2号に掲げるもののほか、耐震診断士としてふさわしくない行為

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（由利本荘市木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業実施要綱の廃止）

2 由利本荘市木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業実施要綱は、平成31年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

由利本荘市木造住宅耐震診断支援事業実施要領

平成30年4月1日

改正 令和3年3月19日

改正 令和6年3月28日

改正 令和7年3月12日

(趣旨)

第1条 この要領は、由利本荘市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第18条により、必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 この要領に定める様式は、次の表による。

様式	申込書等名称	根拠条文
第1号	由利本荘市木造住宅耐震診断申込書	実施要綱第8条
第2号	由利本荘市木造住宅耐震診断実施承認通知書	実施要綱第9条第1項
第3号	由利本荘市木造住宅耐震診断実施不承認通知書	実施要綱第9条第2項
第4号	由利本荘市木造住宅耐震診断取止届	実施要綱第10条
第5号	由利本荘市木造住宅耐震診断結果報告書	実施要綱第13条2項
第6号	納税等状況調査同意書	実施要綱第5条

(必要書類)

第3条 実施要綱第8条の規定による必要書類は、次の表による。

(1) 対象住宅の着工時期及び所有権が確認できる書類 (建築確認通知書、検査済証、登記事項証明書、固定資産課税台帳等)
(2) 申込者世帯及び対象住宅に居住する世帯全員の住民票謄本
(3) 納税等状況調査同意書（様式第6号）
(4) 対象住宅に借家人がいる場合は、耐震診断の実施に係る同意書
(5) その他、市長が必要と認めるもの

2 実施要綱第13条の規定による提出書類は、次の表による。

(1) 木造住宅耐震診断報告書（調査・診断資料及び診断結果、助言事項等）
(2) 領収書の写し（自己負担額）※振込払の場合を除く
(3) その他、市長が必要と認めるもの

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。